



平成 27 年第四回練馬区議会定例会が閉会

と き 12月11日(金) 本会議 午後2時～3時54分

と ころ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

11月27日(金)に開会した平成27年第四回練馬区議会定例会は、本日午後2時から本会議を開き、「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区務手数料条例の一部を改正する条例」など区長提出42議案と、議員提出の「食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書」、委員会提出の「固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の計44議案を原案どおり可決した。

なお、陳情は「区議会議会議場における国旗・区旗の掲揚について」「安全関連法の廃止を国に求めることについて」など5件を起立採決により採択し、午後3時54分に閉会した。

今定例会中に可決、採択された議案、陳情の内訳は、別添資料のとおり。

【添付資料】

- ・ 議決件名一覧表
- ・ 議員提出議案
- ・ 委員会提出議案
- ・ 意見書
- ・ 結果の出た陳情

【問い合わせ】 議会事務局 電話 03-5984-4732

平成 27 年第四回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成 27 年 12 月 11 日

議	決	議	案
---	---	---	---

- 1 議案第112号 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 2 議案第113号 練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 3 議案第114号 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 4 議案第115号 練馬区印鑑条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 5 議案第116号 練馬区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例 (原案通り可決確定)
- 6 議案第117号 練馬区事務手数料条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 7 議案第118号 練馬区戸籍法の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 8 議案第119号 練馬区特別区税条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 9 議案第120号 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 10 議案第121号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 11 議案第122号 特別区道路線の認定について(南田中二丁目) (原案通り可決確定)
- 12 議案第123号 特別区道路線の認定について(土支田二丁目) (原案通り可決確定)
- 13 議案第124号 仮称練馬区立関越自動車道高架下倉庫・スポーツ施設ほか新築工事請負契約 (原案通り可決確定)
- 14 議案第125号 指定管理者の指定について(練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター) (原案通り可決確定)
- 15 議案第126号 指定管理者の指定について(練馬区立勤労福祉会館) (原案通り可決確定)
- 16 議案第127号 指定管理者の指定について(練馬区立光が丘区民ホール) (原案通り可決確定)
- 17 議案第128号 指定管理者の指定について(練馬区立関区民ホール) (原案通り可決確定)
- 18 議案第129号 指定管理者の指定について(練馬区立練馬文化センター) (原案通り可決確定)
- 19 議案第130号 指定管理者の指定について(練馬区立大泉学園ホール) (原案通り可決確定)
- 20 議案第131号 指定管理者の指定について(練馬区立光が丘福祉園) (原案通り可決確定)
- 21 議案第132号 指定管理者の指定について(練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘) (原案通り可決確定)
- 22 議案第133号 指定管理者の指定について(練馬区立北町福祉作業所) (原案通り可決確定)

- 23 議案第134号 指定管理者の指定について（練馬区立光が丘高齢者センター）（原案通り可決確定）
- 24 議案第135号 指定管理者の指定について（練馬区立関高齢者センター）（原案通り可決確定）
- 25 議案第136号 指定管理者の指定について（練馬区立大泉ケアハウス）（原案通り可決確定）
- 26 議案第137号 指定管理者の指定について（練馬区立高野台敬老館）（原案通り可決確定）
- 27 議案第138号 指定管理者の指定について（練馬区立光が丘デイサービスセンター）（原案通り可決確定）
- 28 議案第139号 指定管理者の指定について（練馬区立関町リサイクルセンター）（原案通り可決確定）
- 29 議案第140号 指定管理者の指定について（練馬区立春日町リサイクルセンター）（原案通り可決確定）
- 30 議案第141号 指定管理者の指定について（練馬区立豊玉リサイクルセンター）（原案通り可決確定）
- 31 議案第142号 指定管理者の指定について（練馬区立江古田駅自転車駐車場等）（原案通り可決確定）
- 32 議案第143号 指定管理者の指定について（練馬区立練馬タウンサイクル等）（原案通り可決確定）
- 33 議案第144号 指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）（原案通り可決確定）
- 34 議案第145号 指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家）（原案通り可決確定）
- 35 議案第146号 指定管理者の指定について（練馬区立平和台図書館）（原案通り可決確定）
- 36 議案第147号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館）（原案通り可決確定）
- 37 議案第148号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ）（原案通り可決確定）
- 38 議案第149号 指定管理者の指定について（練馬区立平和台児童館）（原案通り可決確定）
- 39 議案第150号 指定管理者の指定について（練馬区立平和台児童館学童クラブ）（原案通り可決確定）
- 40 議案第151号 練馬区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（原案通り可決確定）
- 41 議案第152号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（原案通り可決確定）
- 42 議案第153号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（原案通り可決確定）
- 43 議員提出議案第11号 食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書（原案通り可決確定）
- 44 委員会提出議案第2号 固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書（原案通り可決確定）

食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニングなどを使った菓子類や揚げ物に含まれており、過剰に摂取すると血液中のLDLコレステロール、いわゆる悪玉コレステロールが増加する一方で、善玉コレステロールが減少し、心筋梗塞や虚血性心疾患などの発症リスクが高まるとの研究結果が示されている。

トランス脂肪酸摂取量が総エネルギー摂取量の約2.2%と言われている米国では、米国食品医薬品局（FDA）が今年6月に、トランス脂肪酸が多く含まれる部分水素添加油脂を安全性が確認されている物質から除外し、2018年から原則使用を禁止することとした。

米国以外でもトランス脂肪酸に関する規制は実施されており、デンマークやスイスなどでは食品中の含有量を規制し、カナダや韓国、台湾などでは含有量などの表示義務がある。

一方、日本では、日本人のトランス脂肪酸摂取量は平均値で総エネルギー摂取量の約0.3%と推定されており、世界保健機関（WHO）が心血管系疾患のリスクを低減し、健康を増進するための目標として提示している1%を下回っているため、国はトランス脂肪酸に起因する健康への影響は小さいとしているものの、内閣府食品安全委員会がまとめた報告書では、脂質に偏った食事をしている人は留意する必要があるとしている。

食生活の欧米化が進む中、食品に含まれるトランス脂肪酸の有無および量を知ることは、消費者の知る権利であるとともに、健康を維持する観点からも重要である。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、国民の心血管系疾患のリスクを低減し、健康を増進するとともに、食品におけるトランス脂肪酸の含有量を知る権利を満すために、トランス脂肪酸の含有についての表示の義務化など、情報提供の充実を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月11日

練馬区議会議長 かしわざき 強

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

あて

固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

わが国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、金融緩和や財政出動などの各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されるところである。しかし、中国をはじめとする海外の景気の下振れにより、景気が下押しされるリスクを抱えており、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の軽減措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化の大きな支えとなっており、今後も必要な措置であると考えます。

23 区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした軽減措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が軽減措置等を廃止することになれば、区民や小規模事業者に与える影響は極めて大きく、地域の活性化や景気にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、平成 28 年度以降の次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を 2 割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 11 日

練馬区議会議長 かしわざき 強

東京都知事 あて

議員提出議案第 11 号

食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書
上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 11 日

提出者	関 口 和 雄	宮 原 よしひこ
	小 林 みつぐ	村 上 悦 栄
	藤 井 たかし	福 沢 剛
	むらまつ 一 希	うすい 民 男
	柳 沢 よしみ	酒 井 妙 子
	有 馬 豊	島 田 拓
	白 石 けい子	石 黒 たつお
	きみがき 圭 子	

練馬区議会議長 殿

委員会提出議案第 2 号

固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書
上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 7 日

提出者 区民生活委員会委員長 高松 さとし

練馬区議会議長 殿